

親事業者各位

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受ける下請事業者に対する  
配慮について（依頼）

本県の産業労働行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和3年11月10日付企支第2850号により、原油価格をはじめとするエネルギーコストや  
原材料価格の上昇に係る下請取引の適正化について御協力をお願いしたところですが、中  
小企業・小規模事業者においては、昨今のウクライナ情勢の影響により更なる収益圧迫が  
懸念されます。

下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第  
三条に基づく振興基準第4において、材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算  
定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して  
決定するものとされております。また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたた  
きや減額などは、下請代金支払遅延等防止法においては、禁止行為として規定されてい  
るところです。

貴事業所におかれましては、これまでも下請取引適正化等に御協力いただいているとこ  
ろですが、現下の状況を踏まえ、中小企業がウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響に伴  
うコストの増加分を価格に適正に転嫁できるよう、十分に御配慮いただきますようお願い  
します。

なお、下請取引適正化に関する各種情報や資料等を公正取引委員会及び中小企業庁の各  
ホームページで閲覧することができますので、御活用いただき、下請取引の適正化推進に  
御協力いただくようお願いします。

■公正取引委員会

- ・下請法

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

■中小企業庁

- ・経営サポート「取引・官公需支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課

団体指導グループ 塩谷

電話 (045)285-0747

《参考》

〔下請中小企業振興法（抜粋）〕

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

〔振興基準（抜粋）〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

〔下請代金法（抜粋）〕

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

（減額）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

（買ったたき）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。